

①赤字削減・解消計画の策定の着実な推進

法定外繰入の解消等を着実に進めるため、赤字市町村及び都道府県に対し、削減目標年次及び削減予定額（予定率）を定めた赤字解消計画の策定を要請。（平成30年1月29日保国発0129第2号 国民健康保険課長通知 国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について）

⇒ **【検討の方向性】**

- ・ 2020年度の保険者努力支援制度において、市町村指標においても赤字解消計画の策定状況について評価

②赤字削減・解消計画の策定状況・内容の公表（見える化）

給付と負担のバランスを分かりやすく示す観点から、赤字市町村及び都道府県において、法定外繰入等の状況やその解消に向けた取組等を公表（見える化）し、関係者を含めて課題等の共有が必要。

⇒ **【検討の方向性】**

- ・ 各都道府県において、赤字市町村と協議しながら赤字解消計画の公表を推進
- ・ 都道府県による赤字解消計画の公表状況について、2020年度の保険者努力支援制度において評価

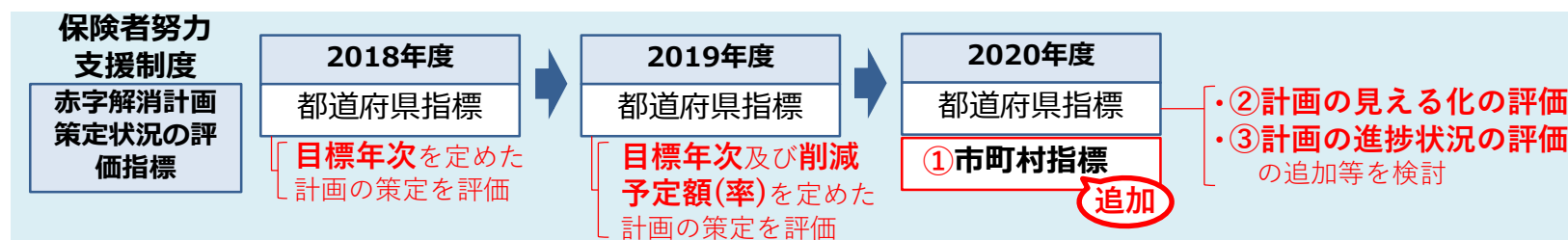
③法定外繰入の解消等に向けた実効ある取組の推進

法定外繰入の解消等に向けての保険者の実効ある取組を後押しする観点から、保険者努力支援制度において加減算双方向での評価指標の導入などメリハリを強化する必要。

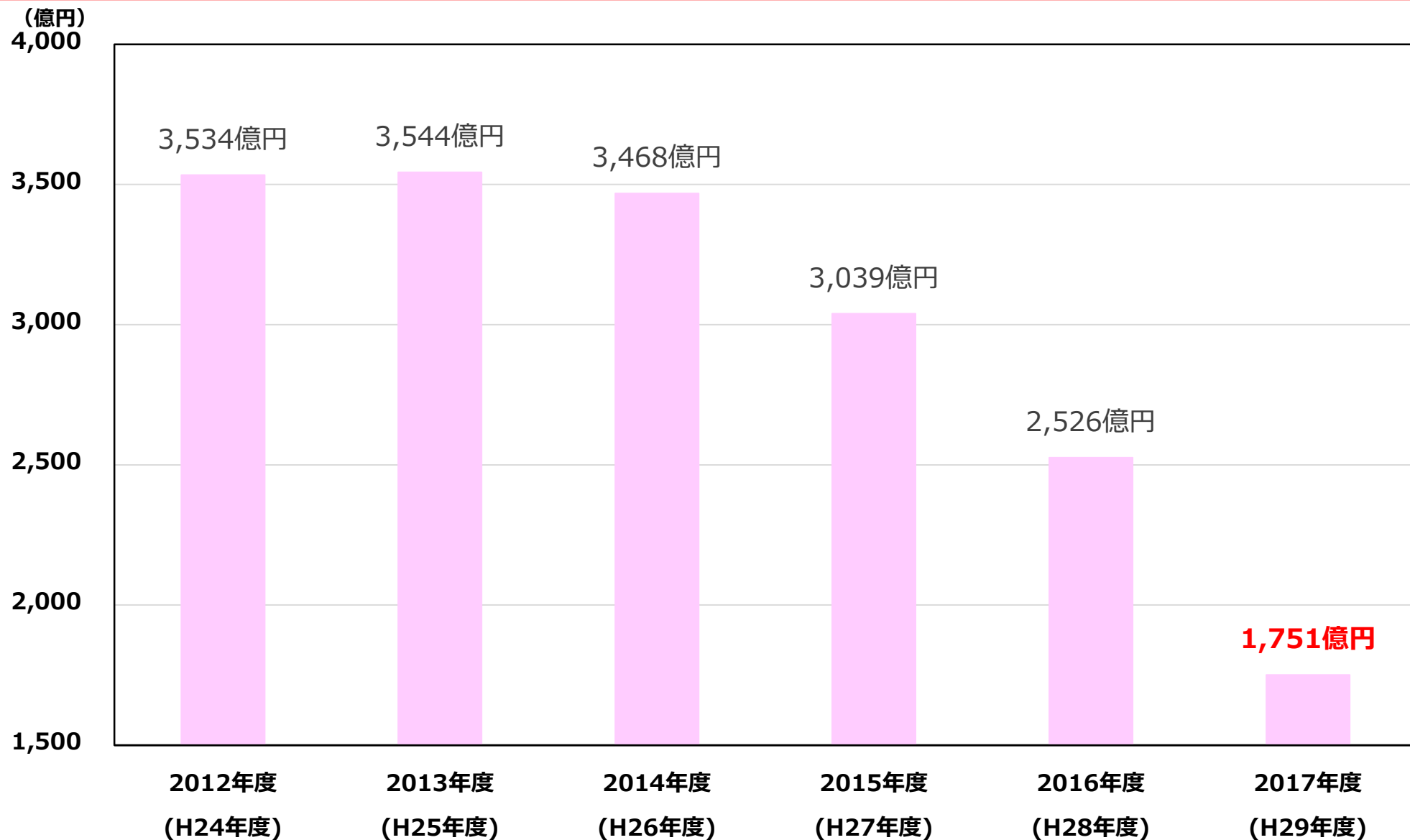
⇒ **【検討の方向性】**

2020年度の保険者努力支援制度において、

- ・ 市町村指標及び都道府県指標において、赤字解消計画の策定状況に加え、法定外繰入等の有無や赤字解消計画の進捗状況についても評価
- ・ 法定外繰入の解消等について、指標の新設（市町村指標）や配点割合の引き上げ（都道府県指標）を行うとともに、策定状況、進捗状況等によっては点数のマイナス評価を導入



市町村の一般会計からの法定外繰入の推移



(出所) 厚生労働省保険局国民健康保険課調べ

赤字解消の取組経緯

昭和34年1月

昭和36年4月

昭和46年11月

平成22年5月

平成30年3月

新国民健康保険法成立 国民皆保険の達成

広域化等支援方針の取組

実質収支の均衡・繰上充用の解消

保険者の自主的な財政再建

→収支均衡の実質的な回復

多額の赤字を生じ、国保事業の運営に支障をきたしている保険者がみうけられる。赤字保険者は、財政再建計画を定め、自主的な財政再建を行うこととし、おおむね5年以内の国保特別会計（事業勘定）の収支均衡の実質的な回復を図る。

赤字保険者に赤字解消計画を義務づけ

→実質収支の均衡・累積赤字解消

国保特別会計（事業勘定）の実質収支が2年連続して赤字の保険者が策定するものであるが、恒常的支出に対応する収入を確保しつつ、原則5年以内に累積赤字を解消するための計画。

繰上充用の解消・一般会計繰入の解消

広域化等支援方針に基づく赤字解消の取組

→まずは繰上充用の計画的解消、次いで、一般会計繰入による赤字補填分のできる限り早期の解消

赤字解消の目標年次については、まずは、繰上充用の計画的な解消を図り、目標を定める。次いで、一般会計繰入による赤字の補てん分については、保険料の引上げ、収納率の向上、医療費適正化策の推進等により、できる限り早期に解消するよう努める。

2018年(平成30年)4月

国民健康保険改革

(都道府県も国保の保険者に／3400億円の公費拡充)

第1期 国保運営方針

2024年(令和6年)4月

第2期 国保運営方針

決算補填等目的の一般会計繰入と前年度繰上充用金の新規増加分の計画的・段階的な解消、削減

国保財政の基盤強化・財政運営の安定化

→「決算補填等目的の一般会計繰入」と「繰上充用金の新規増加分」を計画的・段階的に削減・解消

※30年度以前の累積赤字（繰上充用）は、市町村の実情に応じ、可能な限り計画的な削減・解消を目指す

※将来的に、都道府県内で保険料率の統一化を図るためには、累積赤字も含めて、赤字の解消が必要となる。

- ・ 決算補填等を目的とする一般会計繰入や繰上充用の新規増加分については、収納率の向上や医療費適正化の取組にあわせ、保険料の適正な設定等により、計画的・段階的な解消が図られるよう、実効性のある取組を定める。

- ・ 赤字市町村については、赤字についての要因分析、必要な対策の整理を行う。これを踏まえ、都道府県は、市町村ごとの赤字の解消又は削減の目標年次及び赤字解消に向けた取組を定める。

(平成28年4月28日 保発0428第16号 保険局長通知 都道府県国民健康保険運営方針の策定等について)

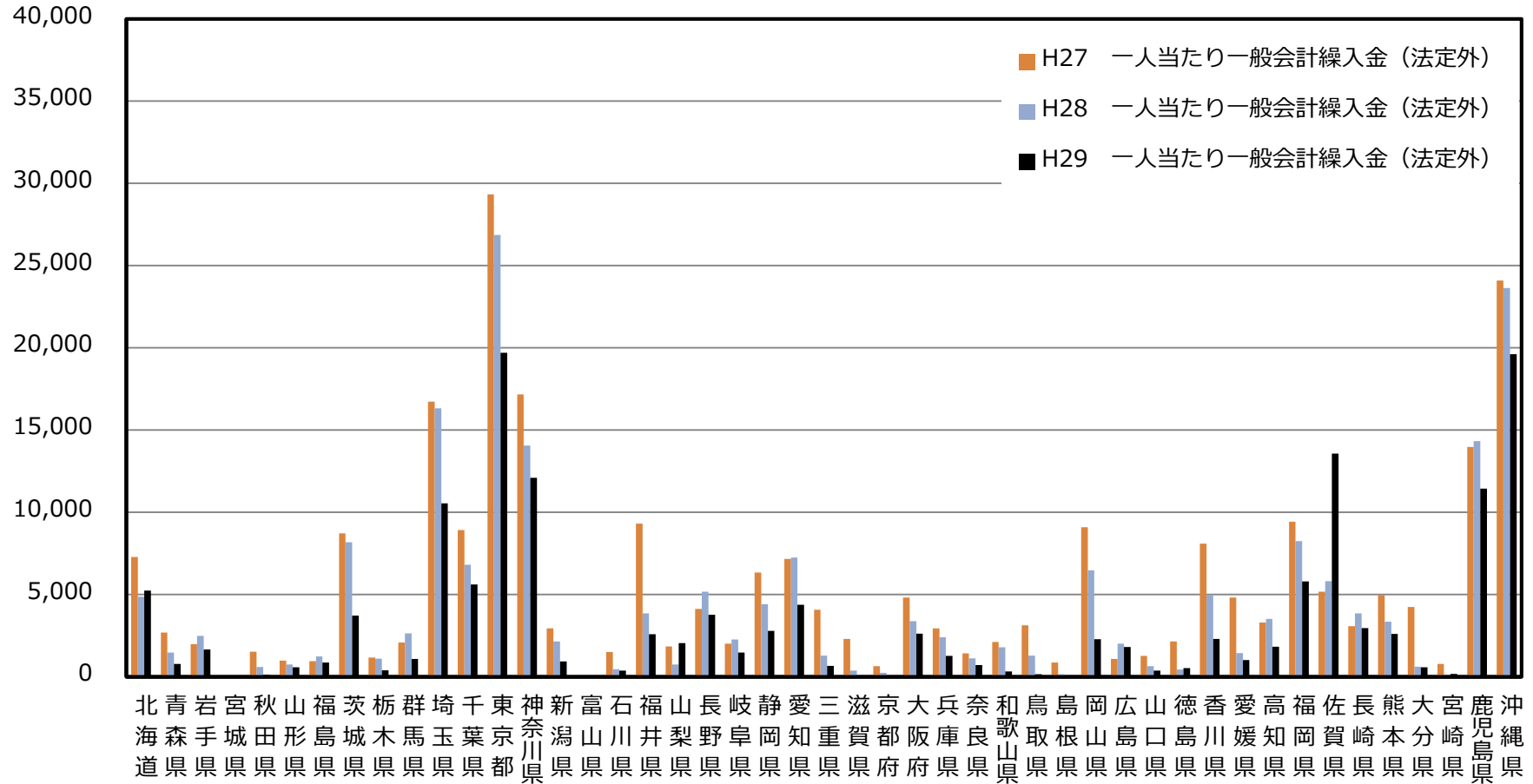
- ・ 市町村は、赤字削減・解消のための基本方針、具体的な取組内容（保険料率の改定、医療費適正化、収納率向上対策等）、目標年次及び年次毎の計画（赤字の削減予定額・削減予定率）を内容とする赤字削減・解消計画を定める。
- ・ 市町村は、赤字削減・解消計画の策定後、毎年度決算後に実施状況報告書を作成し、毎年度9月末日までに厚生労働省（各地方厚生（支）局）へ報告する。

(平成30年1月29日 保国発0129第2号 国民健康保険課長通知 国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について)

【参考】1人当たりの一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入（都道府県別状況）

○ 平成29年度の1人当たり繰入金が1万円を超えるのは、埼玉県、東京都、神奈川県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県である。

(円)

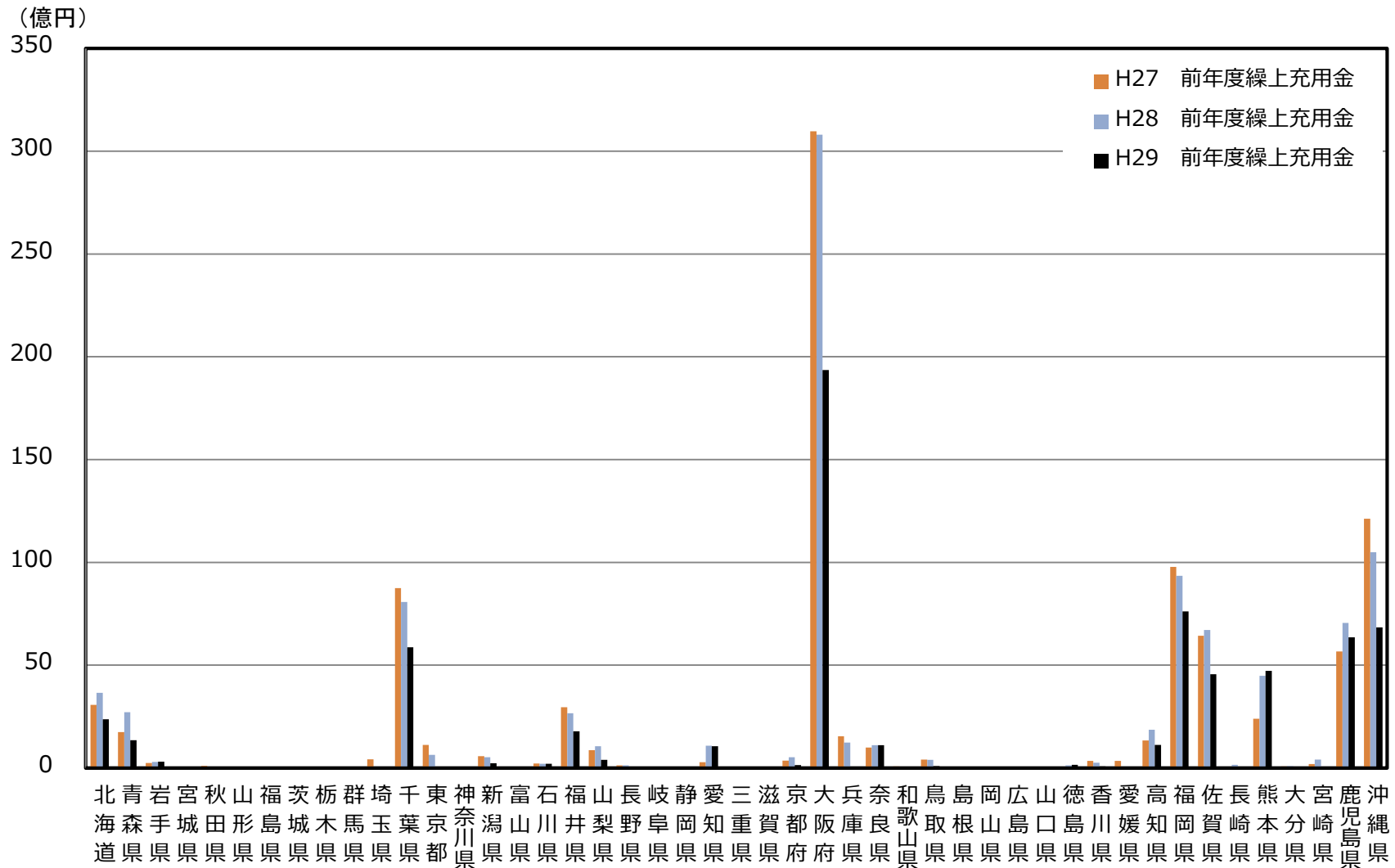


(出所) 国民健康保険事業年報、国民健康保険事業の実施状況報告、国民健康保険実態調査報告

(注) 「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金」については、平成27年度より定義を再整理しているため、それ以前の年度との単純な比較は困難。

【参考】前年度繰上充用金の状況

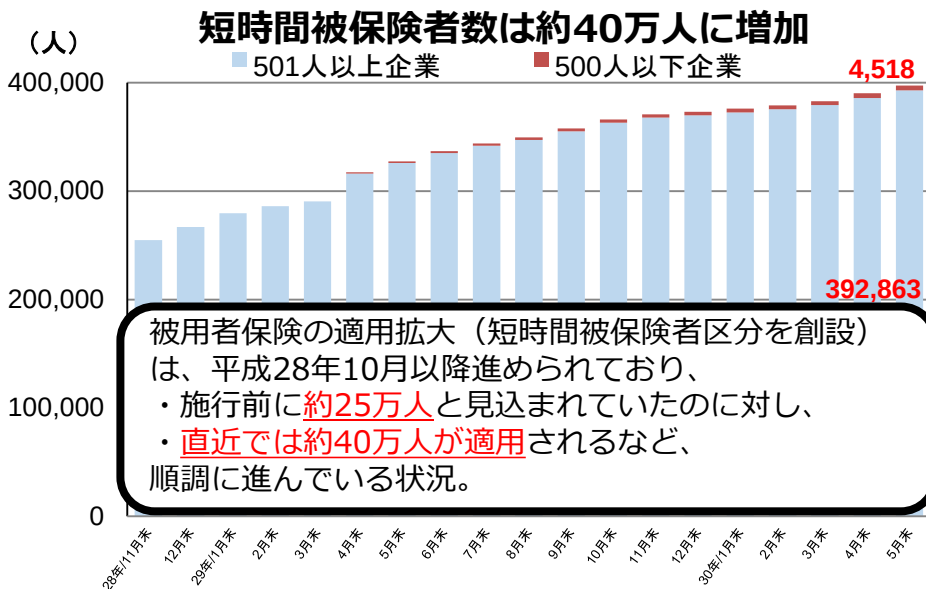
○ 前年度繰上充用金は657億円（平成29年度）。うち大阪府内の市町村の合計が194億円であり、全体の約3割を占める。



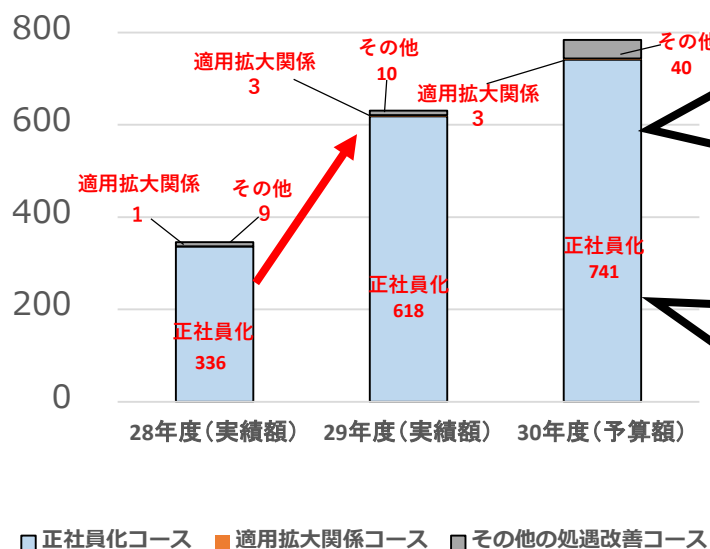
キャリアアップ助成金の見直し

就業調整の是正に向けたキャリアアップ助成金の見直しについて

平成30年11月20日
経済財政諮問会議
根本臨時議員提出資料



キャリアアップ助成金の支給状況



「正社員化コース」
(被用者保険の加入を要件)の支給実績は大きく増加し、**本格就労に寄与**。

一方、「適用拡大関係コース」は、活用が進んでいない。

活用促進に向けて必要な見直しを検討。

- **キャリアアップ助成金の「適用拡大関係コース」**は、被用者保険の適用拡大と同時に処遇改善（週所定労働時間の延長や基本給の増額）を行った事業主に対する助成金。就業調整の是正と内需の安定的な拡大に向けて、**助成金の内容を大幅に拡充する。**
- 「適用拡大関係コース」の「1人当たり支給額」及び「支給申請上限人数」の引上げを行うことにより、**1事業所当たりの上限額（現行360万円）を、3倍程度に引き上げることを検討。**
- 併せて、上記見直し後の「適用拡大関係コース」が十分に活用されるよう、以下の取組を強化する。
 - ・ 処遇改善を伴う適用拡大について、年金説明会等の場や中小企業団体等を通じて、**事業主に対する周知徹底・好事例の展開**
 - ・ 助成金の利用状況を定期的に把握し、その状況を踏まえた**検証・対応（PDCA）の徹底**

就業調整の是正に向けたキャリアアップ助成金の見直しの対応状況

平成30年11月20日経済財政諮問会議 根本厚生労働大臣のプレゼン事項

- 「適用拡大関係コース」の「1人当たり支給額」及び「支給申請上限人数」の引き上げを行うことにより、1事業所当たりの上限額（現行360万円）を、3倍程度に引き上げること検討。

現在の対応状況

- 2019年度から「適用拡大関係コース」の「1人当たり支給額」及び「支給申請上限人数」の引き上げを実施し、1事業所当たりの上限額を最大1,278万円（従前の3倍以上）まで引き上げている。

- 処遇改善を伴う適用拡大について、年金説明会等の場や中小企業団体等を通じて、事業主に対する周知徹底・好事例の展開。

- 「適用拡大関係コース」の拡充内容について、本省及び各都道府県労働局から各経済団体等に対し、事業主等への周知依頼を実施するとともに、HPにおいて拡充内容に関するリーフレットを掲載済。
- 5月下旬以降、全国で順次開催される年金説明会等の場において、「適用拡大関係コース」に関する説明を実施予定。

- 助成金の利用状況を定期的に把握し、その状況を踏まえた検証・対応（PDCA）の徹底。

- 今後、拡充した内容も踏まえ、助成金の利用状況を継続して確認し、検証・対応（PDCA）を行う。